

別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会規程

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所規則第4条に定める研究所運営委員会の構成ならびにその業務は、この規定による。

第2条 別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会（以下「委員会」という）は、次に掲げる者をもって構成される。

1. 研究所長および研究員若干名
2. 別府大学教授会の議をへて、学長により委嘱される専任教員若干名

第3条 委員会議長には、研究所長があたる。

第4条 委員会は、研究所の目的にそって、その正常な運営と充実を図るため、次の事項を審議する。

1. 調査研究の推進
2. 関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管ならびにその利用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座等の開催
6. 予算の編成ならびに運用
7. 施設設備の設置ならびに管理運用
8. 将来の計画
9. 研究生
10. その他研究所に関する事項

第5条 委員会は、研究所長がこれを招集する。

付則 この規定は、昭和56年4月1日から施行する。